



初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。



さて、今号では第7回審議会の開催案内及び第6回審議会の結果報告についてお知らせいたします。

## 第7回土地区画整理審議会を開催します。

駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

1. 日時 平成22年10月21日（木）午後2時00分から
2. 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
3. 議題 (1)換地方針(案)の説明

※ 審議会の傍聴を希望する方は、当日会議開始前30分前から5分前まで受付をします。当事務所までお越しください。なお、傍聴希望者が定員（10名）を超えた場合には、抽選とします。

議題の内容が非公開となる場合には、退席していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号  
「駅北口土地区画整理事業事務所」  
TEL048-450-1602  
FAX048-450-1603  
mail : e0500@city.wako.lg.jp



## 第6回土地区画整理審議会の報告

- 日時 平成22年 8月 5日（木）  
午後1時30分から午後3時20分まで
- 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
- 議題 (1)和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員の選任について  
(2)損失補償の概要について
- 出席者 委員9名、市長、事務局 7名
- 傍聴者 4名

### 審議会の内容

#### (1)評価員の選任について

評価員は、土地区画整理法第65条第1項の規定により、審議会の同意を得て選任することから、市長が選定しました評価員3名について、審議を行い、選任の同意を戴きましたので下記の方々に決定しました。

氏名	職業
さいきのぶお 齊木 信夫	不動産鑑定士
ほしといくおう 法師人 育央	不動産鑑定士
すずきかつあき 鈴木 克明	市総務部課税課職員

#### 評価員とは

評価員は、都道府県や市町村が行う土地区画整理事業ごとに、審議会の同意を得て、3人以上選任することになっています。この評価員の役割は、土地評価基準を定める時や各宅地の評価などを行う時に、公正な評価を行うため、施行者に対して意見を述べることです。

#### (2)損失補償の概要について

土地区画整理事業の施行に伴う損失補償の基本的な考え方について、説明しました。詳しい内容につきましては、別紙損失補償についてをご覧ください。